

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	廿日市市水道事業上下水道料金システム	
地方公共団体の機関	広島県水道広域連合企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	廿日市事務所 業務課 業務係	
個人情報ファイルの利用目的	水道の開閉栓、水道料金の算定、徴収業務及び滞納整理業務に利用	
記 録 項 目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. お客様番号、5. 水栓使用者、6. 水栓管理者、7. 送付先宛名、8. 転居先情報、9. 水栓所在地、10. 使用者情報（開・閉栓状況、用途、振替口座情報、給水停止状況、検針状況）、11. 水栓情報（メーターに関する情報）、12. 料金納付状況、13. 折衝記録	
記 録 範 囲	給水申込の届出を行ったもの	
記録情報の収集方法	本人からの届出及び本人との折衝による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	廿日市市、出納取扱金融機関	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県水道広域連合企業団廿日市事務所	
	(所在地) 738-0033 広島県廿日市市串戸五丁目 10 番 15 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	----- 令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	